



陳情 8 第 6 号

2026年8月28日

つくば市議会議長

黒田健祐 様

議員の、つくば市議会議員として、

つくば市民としての義務を果たすよう要望する陳情書

陳情者 住所 千葉県流山市

氏名

連絡先

陳情趣旨

・ことは平成30年12月11日、当方の娘（ ）、に対し

氏が殴る等の暴行を加えられた事件に遡ります。

この事件で、娘は約2週間の安静加療を要する顔面打撲・座礁の傷害を負わ

せた行為にとどまらず、令和2年6月18日午前10時30分ごろから、同日

午前11時ころまでの間、茨城県つくば市 所在の

方居室内において、娘に対し暴行を加え、1

週間の安静、加療を要する右上腕、下口唇、右顎、左手関節、右下腿、右鼠径部、右手、右肩及び胸部挫傷を負わせた事件がありました。

前科があると聞いていたので、このような悲劇を繰り返さないためにも、刑事事件にして有罪にしたかったです。

一方、[REDACTED]氏は部割賦購入できなかった状況でした。

それで、娘は身代わりとなり、娘名義で車を割賦購入し、その車を[REDACTED]
[REDACTED]氏が乗っていたという事情がありました。

また、任意保険に加入していなく、事故を起こされて賠償能力がなかった場合、こちらに責任が及ぶのを避けたいという背景もあり、車を取り戻すことを第一に考えざるを得ませんでした。

女性の裁判長からは、今度は実刑になる可能性が高いので取り下げないほうが良いと言われましたが、やむなく示談にすることにしました。

示談内容として娘名義の車の引き渡しと、金 100 万円を振り込む等の内容で和解しました。

最初の示談金 20 万円はすぐに支払われました。残りを一括での支払いは無理とのことだったので、相談に乗ってあげました。

残りは令和2年8月から同年10月まで毎月末日限り、20万円ずつ、令和2年11月から令和3年2月まで毎月末日限り5万円ずつ、という条件でした。

しかし、示談金の振込は[REDACTED]氏の保証人の兄弟からも次第に無くなり、弁護士の先生に相談し、払期日は令和7年3月末日とし再度督促をしていただきました。

その結果、たびたびの督促により令和7年1月21日に40万円支払われました。

しかし、期日までに全額支払われることはありませんでした。そのため、損害賠償請求事件の少額訴訟の審理の裁判を令和7年4月に入りすぐ依頼し、書類を作成していただきました。その後、弁護士の先生からは、訴状作成等の手付金の請求がありました。その金額は16万5千円でした。

のちに、令和7年5月17日に示談金の残額402,172円が振り込まれたとの連絡をいただきました。しかし、時すでに遅しです。

この内容では、当方に手付金の負担義務はありません。

このような背景がありましたので、つくば市議会議員として、つくば市民としての義務を果たすよう陳情する次第です。

資料として当時の示談書を資料として提出いたします。

陳情事項

- ・直ちに損害賠償請求事件の少額訴訟手付金 16 万 5 千円の支払を求めます
- ・前回令和 7 年 5 月 30 日の陳情から何の連絡もなく時間が過ぎたことについ

て、つくば市議会議員としての文章での説明責任を求めます

示 談 書

■ (以下「甲」という。)、■ (以下「乙」という。)
及び ■ (以下「丙」という。) は、本日、以下のとおり合意した。

1 乙は、甲に対し、乙の甲に対する現在までの以下(1)及び(2)の暴行を含む全ての行為 (以下「本件」という。) により、甲に多大な肉体的・精神的苦痛を与えたことを深く謝罪し、甲はこれを受け入れる。

(1) 乙が、令和2年6月18日午前10時30分ころから同日午前11時ころまでの間、茨城県つくば市 ■ 所在の ■
■ 乙方居室内において、甲に対し暴行を加え、甲に1週間の安静、加療を要する右上腕、下口唇、右顎、左手関節、右下腿、右鼠径部、右手、右肩及び胸部挫傷の傷害を負わせた行為

(2) 乙が、平成30年12月11日、甲に対し殴る等の暴行を加え、甲に約2週間の安静、加療を要する顔面打撲・挫傷の傷害を負わせた行為

2 乙は、甲に対し、本件の示談金として金100万円の支払義務があることを認める。

3 乙は、甲に対し、本日、前項の金員のうち金20万円を支払い、甲はこれを受領した。

4 乙は、甲に対し、第2項の金員から前項の金員を控除した残額の金80万円を、次のとおり分割して、甲指定の下記口座へ振り込む方法により支払う。振込手数料は乙の負担とする。乙が当該支払を怠った場合には、乙は甲に対し、年14.6%の割合による遅延損害金を支払う。

(1) 令和2年8月から同年10月まで毎月末日限り 20万円ずつ

(2) 令和2年11月から令和3年2月まで毎月末日限り 5万円ずつ

記

■ 銀行 ■ 支店 ■ ■

- 5 丙は、甲に対し、乙の甲に対する第4項の債務を連帯保証する。丙は、甲代理人に対し、自己の勤務先の情報を提供し、令和3年2月末日までに勤務先が変更となった場合には、変更後の勤務先の情報を甲代理人に告知する。
- 6 乙は、甲に対し、本日、乙が所持する甲所有の自動車（、登録番号：、車台番号：、以下「本件自動車」という。）の鍵を交付し、甲はこれを受領した。乙は、本件自動車に関する所有権（持分）及びすべての請求権を放棄する。
- 7 甲は、乙に対し、本日、甲が所持する第1項(1)記載の乙方の鍵を交付し、乙はこれを受領した。
- 8 乙方内に存する甲の所有物につき、乙は、甲から令和2年7月末日までに物品を特定の上引渡しの要求がされた物品について、乙方内を確認の上、乙において見つけることができた物品を、同年8月15日までに郵便で甲代理人の住所宛に送ることとする。甲は、令和2年7月末日までに引渡しを要求をしなかった乙方内の甲の所有物については、所有権を放棄し、乙において処分されても異議を述べない。
- 9 乙は、乙が所持する甲に関するデータを全て消去し、今後、本示談書の履行のためその他のやむを得ない場合を除き、その意思に基づいて、甲及び甲の親族に接触せず、一切の連絡をとらないことを確約する。乙が本条に違反して甲に接触又は連絡を取った場合には、甲に対し、違約金として金300万円を支払う。
- 10 甲は、本件について、乙からの謝罪を受け入れ、乙の刑事処罰を求めない。甲は、乙に対する第1項(1)及び(2)の行為にかかる申告を含む一切の告訴及び被害届を取り下げ、今後、本件について告訴及び被害届の提出を行わない。
- 11 甲、乙及び丙は、甲乙間及び甲丙間に、本示談書のほか、それぞれ何らの債権債務関係が存しないことを確認する。

令和 2 年 7 月 20 日

(甲)

住所：

〒 [redacted] 千葉県松戸市 [redacted]

氏名： 甲代理人

(乙)

住所：

〒 [redacted] 千葉県松戸市 [redacted]

氏名：乙代理人弁護士

(丙)

住所： 茨城県かすみぐら木 [redacted]

氏名：